



お知らせ

募集

香南香美老人ホーム組合職員



【試験の区分・受験資格】

▽社会福祉士Ⅱ社会福祉士資格のある方(平成26年3月末までに取得見込みの方を含む)

▽介護福祉士Ⅱ介護福祉士資格のある方(平成26年3月末までに取得見込みの方を含む)

▽事務員Ⅱ平成26年3月末までに高校卒業見込みの方または、高校卒業と同等以上の資格のある方

※採用された際、身分は地方公務員。採用人数はいずれも若干名。

【勤務施設】

特別養護老人ホーム三宝荘(香南市野市町母代寺)

第2回定時市営住宅入居者募集

- 【公営住宅】香北裕・YOU第2団地(香北) 1戸(3DK)
- 【特定公共賃貸住宅】上町団地南棟(香北) 1戸(3DK)
- 【応募資格】

- ・同居しようとする親族があること
- ・市税等の滞納のない方
- ・持ち家のない方
- ・そのほかにも資格要件があります

【受付期間】8月12日(月)～16日(金)
※申込書は8月5日(月)からお渡しします。申込後、入居者選考委員会の審議を経て決定されます。

- 【家賃】
- ・「公営住宅」の家賃は、家族の人数および所得等により決まります。
- ・「特定公共賃貸住宅」の家賃は、所得等に関わらず40,000円です。

随時募集について

過去の定時募集において入居者が決まらなかった住宅は、受付順にて随時募集を行っています。全ての募集住戸の申し込みを受付けた時点で受付は終了します。

【問い合わせ先】
管財課市営住宅管理班 ☎53-3113
香北支所 ☎59-2311
物部支所 ☎58-3111

警察官採用試験



高知県警察の担い手となる知性と勇気あふれる若者の応募を待っています。

【受験資格】

昭和58年4月2日から平成8年4月1日までに生まれ、た方(学校教育法による4年制の大学等を卒業した方および平成26年3月までに卒業見込みの方を除く)

【受付期間】

8月19日(月)～9月3日(火)

【1次試験日時】

10月20日(日) 9時～

【申込書配布場所】

県警察本部・各警察署

【問い合わせ先】

県警察本部警務課人事係
0120-032-376
香美警察署 ☎52-0110

あなたの作品がカレンダーに!



12月4日～10日の人権週間

間に先立ち、人権ポスター

・毛筆作品を募集します。

応募作品は、人権週間

中に展示されます。また、

優秀作品は、来年のじんけ

んカレンダーへ掲載される

予定です。

【応募資格】市内在住・在

学・在勤の方

【テーマ】人間の自由や平

等の大切さ、命の尊さ、お

相談

判決と同じ効力 無料調停相談会



調停は裁判所で行われ、話し合いによる解決を基本としています。民事や家事の紛争で困ったときに、裁判よりも手軽に、早く、安く活用できる制度で、公開でないため、プライバシーが守られます。また、成立すれば裁判による判決と同じ効力がある制度です。

【日時】9月13日(金) 9時30分～16時30分 ※予約不要

【場所】高知市文化かるぼ

1と2階(高知市九反田2番1号)

【内容】①民事問題:交通

事故、金銭貸借、土地・建

物、公害等②家事問題:離

婚、財産分与、子どもの親

権、扶養、相続等

【問い合わせ先】

高知調停協会連合会

☎088-872-7884

(毎週月・水・金の9時～

16時まで)

この機会に相談を 無料法律相談会

10月1日から始まる『法の日』週間の行事の一環として、無料法律相談会を開催します。

【日時】10月3日(木)

12時30分～15時まで受付

13時～17時まで相談

【場所】高知共済会館3階

(高知市本町5丁目3-20)

【問い合わせ先】

高知地方・家庭裁判所事務

局総務課庶務係

☎088-822-0576

補助金・手当

健康づくりの取り組みを応援します

国民健康保険被保険者(以下、国保)の健康づくりに先進的な取り組みをする団体や、有効な活動をする団体に健康づくり推進事業補助金を交付します。

【対象】団体メンバーの5割以上が国保被保険者であることが必要です。5～6人のミニサークルでも対象

となります。 【補助金額】上限30万円 詳しくはお問い合わせください。

【例】平成24年度は、健康づくりの取り組みを行う団体が、健康体操や健康ウォークを実施し、補助金を活用しました。

【締切日】8月30日(金)

【問い合わせ・申込先】

市民保険課保険班

☎53-3115



各種手当所得状況届 8月中旬に提出を!

児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当・特別児童扶養手当を受給している方は、所得状況届の提出が必要です。対象者は所得状況届を毎年8月中旬に提出してください。

各種手当のご案内

児童扶養手当…所得により金額が異なります。父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童を養育している方等に対して支給される手当です。

特別障害者手当…月額26,260円。心身に著しく重度の障害があり、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の方に支給されます。ただし、施設に入所されている方や3カ月以上入院中の方は申請できません。

障害児福祉手当…月額14,280円。心身に重度の障害があり、日常生活に著しい制限を受ける20歳未満の方に支給されます。ただし、施設に入所されている方や公的障害年金を受給している方は申請できません。

特別児童扶養手当…月額1級(重度)50,400円・2級(中度)33,570円。心身に重度または中度の障害のある20歳未満の児童を監護している父母や療育者の方に支給されます。ただし、対象児童が施設に入所されている場合や、公的障害年金を受給されている場合には申請できません。

※児童扶養手当以外の手当については、申請に診断書等所定の書類が必要です。なお、各手当の障害程度基準に該当しない場合や、受給資格者および扶養義務者の前年所得が一定額を超える場合は受給できません。

■問い合わせ・提出先
福祉事務所 ☎53-3117



「そろそろ…はじめてみませんか? 太陽光発電のある暮らし!」

株式会社 サントップ
TEL (088)872-1122

〒780-0870 高知県高知市本町5丁目5番16号
E-mail: info@suntop-co.jp FAX (088)872-6622
http://www.suntop-co.jp 検索

お見積り・シミュレーション無料で承ります。